

最上町農業委員会第5回総会議事録

日 時 平成29年10月26日(木) 午前08時15分～
場 所 最上町役場3階第一会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員 (11名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	4番 奥山定次郎
5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣	7番 五十嵐一春
8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄	10番 小林吉雄
11番 二戸孝一	12番 後藤一男	

2. 欠席委員 (1名)

3番 中 鳶 聡

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田敏幸
事務筆耕 大澤真由美	事務筆耕 伊藤美賀子

4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 5 回総会を開会いたします。

本日は、3 番委員の中畠聡委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、7 番五十嵐一春委員、8 番奥山勝明委員兩名をお願いいたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明を求めます。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が下記のとおりあったので、受理したものである。平成 29 年 10 月 26 日 最上町農業委員会会長後藤一男

(報告第1号について朗読説明1件)

元々耕作しておりました賃借人が亡くなり、耕作していくことが困難だということでの申請になったものであります。よろしくご審議をお願いします。

議長 : ただ今、報告第1号について事務局より説明がございました。この1件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手のうえお願いいたします。

(8番委員挙手)

8番委員 : この土地は、ニラをつくっている畑です。ですから、誰かこの後を引き継ぐという選択肢は、なかったのですか。

事務局 : 賃貸人から、誰かその土地を借りてくださる方、耕作してくださる方はいらっしゃるかどうかということは申し受けています。が、誰が作ってくれるというのは、決まっていない状況です。この件に関して、皆さまから良い情報をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

8番委員 : はい、わかりました。

議長 : 他にございませんか。
それでは、報告第1号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成と認めます。よって、報告第1号については、承認されました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりにあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成29年10

月 26 日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第 1 号について朗読説明 2 件)

どちらも、譲受人の自宅と隣接する土地を求めるとい形になります。

議長 : ただ今、事務局より議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明がありました。この 2 件につきましては、調査員報告がございます。1 番については、5 番委員、2 番については 1 番委員、両名にご説明を願います。

(5 番委員挙手)

5 番委員 : 10 月 17 日に事務局次長と一緒に現地調査に行っていました。現地は、月楯の橋を渡って、譲受人の(自宅の)真後ろにありました。隣は、譲受人の畑もありまして、何の問題も無いと(思い)見て参りました。審議のほうをよろしく願います。

(1 番委員挙手)

1 番委員 : 私も 10 月 17 日に事務局次長と現地調査に行っていました。(地目)台帳のとおり畑を少し作っており、白菜か何かが植えられている状態で、何も問題は無いと思って来ました。よろしく願います。

議長 : はい、ご苦労様でした。ただ今 1 番 2 番について、調査員報告がございました。この内容等について、ご質問、ご意見はございませんか。

無いようですので、議案第 1 号について採決いたします。議案第 1 号について原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。よって、議案第 1 号は原案のとおり、決定いたしました。

それでは、議案第 2 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局よ

り説明を求めます。

事務局： 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年10月26日最上町農業委員会会長後藤一男 1番から4番までは、農地中間管理事業の件でございます。

(議案第2号について朗読説明7件)

議長： ただ今、議案第2号について事務局より説明がありました。1番から7番まで慎重なるご審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

(4番委員挙手)

4番委員： 1番2番に共通してですけれども、貸人が1人で借人(受け手)が複数というか2人入っています。受け手の割合はまだ決まっていないのでしょうか。

(事務局挙手)

事務局： 表現の仕方ですね。借人はやまがた農業支援センターです。受け手の方々がどこを借りるということは事務局でも把握しております。参考情報としてもっと詳細に表したほうが良いということであれば、今後考えて提示したいと思います。

(4番委員挙手)

4番委員： はい、お願いします。

議長： 他に(ご意見、ご質問は)ございませんか。

無いですので、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

【閉 会】

議 長 : 以上で、本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第5回総会を閉会いたします。